

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

小売業及び介護施設における行動災害の防止対策の推進について

近年、小売業及び介護施設において「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が続いている。その要因として、これら業種においては、一般的に身体機能の低下によって行動災害に被災しやすい高年齢労働者が増加していることに加え、これら業種に特徴的な、多店舗展開企業及び複数の介護施設を展開する法人（以下「多店舗展開企業等」という。）は必ずしも店舗や施設等の事業場において安全衛生管理を行う体制が整っていない場合が多いことが挙げられる。事業場の安全衛生確保のためには企業本社及び法人本部（以下「本社等」という。）による主体的関与が必須であり、また、これら業界におけるいわゆる「横並び意識」も踏まえ、全ての都道府県労働局（以下「労働局」という。）が足並みを揃えつつ取組を促していく必要がある。

このような背景を踏まえ、これら業種における行動災害防止のための対策を下記のとおり実施することとするので、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって令和 4 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 1 号「小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について」は廃止する。

記

1 小売業及び介護施設の業界全体への対応（小売業及び介護施設の企業等関係者による協議会の設置及び運営）

各労働局において、小売業（食品スーパー、総合スーパー等）及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を設置すること。本協議会は、少なくとも管内での波及効果が期待されるリーディングカンパニーの参画を必須とし、可能な限り多くの本社等の参画を得て、業界における行動災害の死傷年千人率の高さを始めとした労働災害の発生状況に加え、本社等主導による店舗・施設における安全衛生管理、具体的な行動災害の防止のためのノウハウ、ツールの共有等を行うこと。

この際、行動災害は、労働者の身体機能の低下も発生要因として大きいことから労働安全衛生法令の遵守徹底のみにより防止することが難しいことに加え、日常生活でも発

生し得るものであることに鑑み、地域の産業育成、少子高齢化対策、介護サービスや保健医療サービスを担当する行政機関等の関係者の参画と協働を求めること。

また、「SAFE コンソーシアム」の表彰制度等も活用しつつ協議会の取組を発信することにより、構成員である企業等が管内で高く評価される環境づくりに取り組み、そのことが構成員の更なる安全衛生の取組を促す好循環となるようにするとともに、未参画の本社等が協議会への参画を希望するような協議会を目指すこと。

2 事業者への個別の対応

小売業及び介護施設において労働災害を多発させている事業者や、安全衛生の取組が不十分であると考えられる事業者には、別途指示する育成支援策（中央労働災害防止協会による「中小事業場安全衛生サポート事業」の利用勧奨を含む。）により取組を促すこと。

なお、そのような事業者の中には、安全衛生に取り組む必要性は理解しているものの、人手不足により業務多忙が常態化していること、顧客や利用者への対応が最優先とされる慣習があること等によりその優先順位が低くなってしまっていることや取組の費用対効果への理解が進んでいないことがそのような状況を招いているものもあると考えられる。

このため、事業者には安全衛生の取組は生産性や従業員の福利の向上等につながり、人的投資としても評価されるものであることが理解されるよう訴求することとし、育成支援策はその支援を図るものであり、災害を発生させたこと等に対する指導的措置として講ずるものではないことに留意すること。